

# トレーニングジム利用規約

## 第 1 条 (適用範囲)

本規約はホテルアベストグランデ高槻9階に設置されたトレーニングジム(以下[当ジム]という)及びそれに派生する運營業務に関し適用されるものとします。

## 第 2 条 (利用資格)

次のいずれかに該当する方は当ジムを利用することが出来ません。

- ホテルアベストグランデ高槻のご利用者以外の者
- ホテルの利用規約及び当ジムの利用規約を遵守出来ない者
- 刺青、タトゥーをしている者
- 暴力団又は反勢力関係者と当社が判断した者
- 医師等により運動が制限されている者
- 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れがある疾患を有している者
- その他当社が利用者としてふさわしくないと判断した者
- 16歳未満の者
- 妊娠中の者

## 第 3 条 (諸規定の遵守)

1. 利用者は本規約及び施設内規約その他当社が決める規則を全て遵守しなければなりません。
2. 施設及び機器の使用にあたっては、記載されたルール、習慣上のルールに従うものとします。また当ジムの指示に従わなければいけません。
3. 利用者は、施設を利用している際、いかなる営利活動、ビジネス活動も行なってはいけません。
4. 利用者は、施設の利用時、当ジムの定めるアピアランス(みだしなみ)を遵守します。一般的に運動に適さない服装(ジーンズ、スーツ等)、裸足やサンダル、ゴム草履等での施設利用は禁止します。
5. 利用者は、ジム施設内で大声・奇声を発したり、誹謗中傷すること、あるいは他の利用者、スタッフに対しての暴力、嫌がらせ等の迷惑行為を禁止します。
6. 当施設への違法薬物、脱法ハーブ、シンナー等の持ち込みを禁止します。

## 第 4 条 (入場禁止及び退場)

- 本規約及び当ジムの規約を遵守出来ない者
- 刺青タトゥーをしている者及び刺青との判別が困難なペインティング等の擬似刺青を施している者
- 暴力団又は反勢力関係者と当社が判断した者

- 医師等により運動が制限されている者
- 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れがある疾患を有している者
- 大声・奇声を発したり、不適切な言動により他の人間に迷惑を掛ける者
- 飲酒等により正常の施設利用が出来ないと認められた者
- その他当社が利用者としてふさわしくないと判断した者

#### 第 5 条(使用の停止)

- 他の利用者や従業員に対する迷惑行為及び当ジム内における宗教活動、営業活動、その他当ジムの目的に反する行為により、当ジムの秩序を乱し、又は当ジムの名誉、品位を著しく傷つけたとき
- ホテルの利用規約その他当社の定めた諸規則に違反したとき
- 当ジムの施設、什器を故意又は過失により破損したとき

#### 第 6 条(営業日および営業時間)

当ジムの営業日及び営業時間については、別に定めます。

#### 第 7 条(休業・閉鎖)

当社は次の理由により当ジムの施設の全部または一部を休業・閉鎖することがあります。

- 気象・災害等により利用者にその災害が及ぶと当社が判断し、営業を困難と認めたとき
- 施設の点検、補修または改修をするとき
- 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき
- その他当社が休業・閉鎖を必要と認めるとき

#### 第 8 条(賠償責任)

1. 当ジム内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について当社は一切の責任を負わないものとします。会員は自己の責に帰すべき原因により、当ジムの施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
2. 利用者は、紹介または同伴者の責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴した者と連携して損害賠償を負わなければなりません。

#### 第 9 条(適用法)

この会員規約に関する基準法は日本法とします。

附則

本規約は 2020 年 9 月 1 日より発行します